

栗橋国際カントリー倶楽部

令和元年度 理事会 議事録

1. 開催日時 令和元年9月1日(日) pm1:40～pm3:30
2. 出席者
理事長 塚田 進 キャプテン 石井 宏
理事 宮本 武士 木戸 外司 山口 智紹 坂根 英一
以上6名出席 事務局 森田 長谷川 廻谷
3. 塚田理事長挨拶の後、理事会に入った。
4. 議案審議に入る前、事務局から報告が2点あった。
 - (1) 渡辺清美理事・総務委員長の逝去による新組織について
新たに理事は補充せず、総務委員長を石井宏キャプテンが兼務することとした。
 - (2) スーパー堤防工事に伴う3番ホールについて
本年10月から工事に入る予定と当局から通知があった。事務局は工事に伴う注意事項等、プレイヤーへの案内をすることにした。
5. 報告の後、議案審議に入った。
6. 第1号議案 理事・分科委員からの理事会審議議案に関する件
 - (1) 駐車場の白線が消えかかって、駐車が難しいので引き直して欲しい。
コース管理課と打ち合わせの上、時期を見て作業をすることにした。
 - (2) 残り50Yの杭も設置したら進行がスムーズになるのではないか。
設置する条件等で意見交換を行うが、残り50Y杭の設置を見合わせることにした。
 - (3) カート道路の凸凹の補修をお願いしたい。
当局の指示する冬季(渇水期)に補修することとした。
 - (4) クラブハウス内、色々と改善されているが男子トイレも補修してほしい。
女子風呂、レストランの雨漏り・床改修の予定があり、男子トイレ補修は次に考慮することとした。
 - (5) その他、意見とし12番ホールで柳の枝がカート道にかかるとの意見で、早急に伐採することとした。
7. 第2号議案 年会費未納者に関する件
年会費を未納する会員との認識の相違いもあり、クラブ運営面で支障をきたしているため、改めて会則・諸規則の見直し、ビジター料金の適用、優先予約、クラブ主催競技への参加資格無しなどで、「会員資格の停止」による処分を厳重にとることとした。
 - (1) 現行会則の改訂
現行会則 第9条(会員の費用負担)の条文2. 3項を次に改訂する。
 2. 年会費年度は4月1日から翌年3月31日までとし、年会費の額は本会則の細則に定め、会員は事業開始年度の前日までに、預金口座自動振替により支払うものとする。但し、会社が許可した場合に限り、現金での支払いを認める。
会社は年会費未納会員へ4月に通知を行い、4月末日までに入金が確認できない場合は、5月1日から会員資格の停止とする。
 3. 年会費年度の2月末日までに該当年会費の支払いが無い場合は、本クラブは該当年会費の請求(債権)を放棄する。なお、年会費請求の放棄は、未納年度に遡って適用する。
 - (2) 改訂会則の施行日
令和2年4月1日

8. 第3号議案 消費税増税に伴うプレイ費改定に関する件

令和元年10月1日の消費税増税に伴い、前回の理事会でプレイ費の改定を決議、その値上げ額を、メンバーフィ平日・土日祝日ともに200円増、時期を令和2年4月1日として本理事会で決議した。

9. その他

(1) 公式競技におけるOB・ロストボールの処置に関する提案について

木戸競技委員長より、公式競技におけるOB・ロストボールの処置について、現在は全て打ち直しとしているが、今年1月からのルール変更、プレイの進行を考慮し、OBの場合は原則として暫定球を打つこととし、打ったボールの場所に行ってみてOBもしくはロストボールとなった場合は、ルールに沿って規定の場所からドロップしてプレイを続けるとの提案あり、意見交換を行い、ローカルルールの改訂をすることで承認可決した。

(2) 分科委員からの審議議案の募集に関する件

審議議案の内容が、物事の実現を強く求める要望が多いということもあり、次から事前募集は行わず、議案や意見を提出し易い工夫を行い、すでに設置されている「意見箱」の活用を図ることにした。

10. 以上をもって塚田理事長挨拶の後、理事会を終了した。